

● 韓国IPGの活動

- ・第30回韓国IPGセミナー「中国（香港含む）の最新知財動向」を開催しました 01

● IPを知ろう

- IPニュース 06
- 「新・知財最前線は今」 07
- ・韓国における審判請求期間、再審査請求期間の延長
- ・「下町ロケット」から見える特許訴訟のイロイロ



韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

春の足音が聞こえるこの頃、皆様いかがお過ごしでしょうか？
ジェット韓国知財ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/korea-ip/>) には、最近の韓国知財ニュースや法改正情報、判例解説などを掲載しています。是非ご覧ください。



CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア!

2021年、韓国特許庁への産業財産権出願件数は過去最高を記録しました。その件数は何件だったのでしょうか？

- ① 約49.3万件
- ② 約59.3万件
- ③ 約69.3万件

※ 回答は(5頁)下部に掲載しています。

● 韓国IPGの活動

第30回韓国IPGセミナー「中国（香港含む）の最新知財動向」を開催しました



韓国IPGでは、最近では概ね年4回のペースで韓国IPGセミナーを開催し、韓国の知財情報をお届けしてきました。しかしながら、海外に展開する日本企業は、韓国だけでなく、他国の知財情報も入手してグローバルな知財戦略を描く必要があります。

そこで、2022年1月28日に、第30回韓国IPGセミナー（特許庁委託事業）を、北京・香港の知財専門家をお招きして、中国（香港含む）・韓国の知財最新動向を横断的に理解できる特別編として開催しました。

今回のセミナーは、新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、完全オンライン形式で行いました。以下、主な内容を紹介します。

● 中国（香港含む）の最新知財動向

中国の経済政策における知財の位置づけ

中国の研究開発は右肩上がりに伸びつつあり、国家統計局によれば、2021年研究開発費は2兆7,864億元（前年比14.2%増）となり、米国に次ぐ世界2位の規模となっています。中国科学技術部からも、基礎研究経費の年平均増加率が16.9%に上がり、基礎研究が研究開発費に占める割合が初めて6%を超えた点が公表され、科学技術立国への転換を印象付けています。その成果として、近年、特許出願件数は世界1位、論文総数は世界2位の規模となっています。



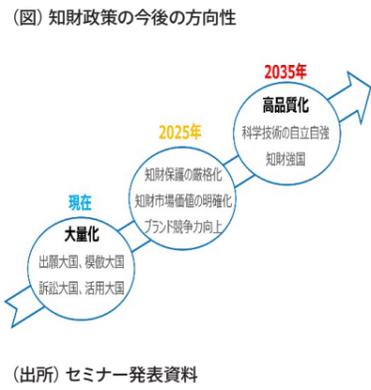
ジェットロ北京事務所
知的財産部長

山本 英一

ジェットロ香港事務所
知的財産部長

松本 要

また、知財政策は全体的な経済政策に連動しますが、その経済政策で最も重点が置かれているのはイノベーション政策です。そして、習近平総書記が「イノベーション保護即ち知財保護である」と発言し、これを受けて2021年9月



(出所) セミナー発表資料

に、13年ぶりに長期計画として、「知識財産権強国建設綱要（2021～2035年）」が発表されました。また、国内・国際双循環を主なテーマとする「十四次五か年計画（十四五計画）」（2021年3月）に基づき、「“十四五”知識財産権知財保護運用計画（知財十四五）」も2021年10月に発表されました。同計画に示された大方針についても、国内向けに自主創新、国際向けのガバナンス強化、という方向性が知財政策にも反映されています。

課題別にみる政策動向

1.出願の急増の弊害

2020年の特許出願件数は、前年比6.9%増の約149万7,000件となり、また、PCT出願（国別）は、2020年も件数を伸ばし、過去最高の約6万9,000件に到達しました。また、2020年の実用新案の出願件数は、前年比29%増の約292万7,000件、意匠（外観設計）の出願件数は、前年比8.3%増の約77万件、商標の出願件数は前年比19.3%増の約934万8,000件で、いずれも過去最高件数を記録しました。しかしながら、大量出願による非正常出願・冒認出願が発生しており、海外からの出願適正化に対するプレッシャーもある状況です。例えば、米国特許商標庁（USPTO）報告書（2021年1月）では、中国の出願奨励・補助政策が国内外の登録機関を弱体化と指摘しました。中国政府は、高品質な出願・審査インフラ整備に向けて、ユーザー支援策を講じつつ、適切な品質および迅速な審査体制の環境整備を進めています。

2.依然として多い知財侵害

知財保護強化のための各種措置（例：懲罰賠償制度）の実効性が課題となっています。侵害行為の巧妙化、小口化が進み、政策と対策のいたちごっこ状況に陥っています。また、侵害事件の件数増大に対する審理体制と品質確保のプレッシャーもあります。優先的案件的選別と効率・品質確保の検討が必要な状況といえます。こうした状況

下で、できるだけ裁判に持ち込まれる前に、仲裁、調停、公証、鑑定という形で、行政分野で前処理を行うことによって、司法分野における裁判件数を絞り込む動きが活発化しているところです。一方、知財侵害への中国政府の取り組みとしては、模倣対策を取らないECプラットフォームに非常に大きなペナルティを科するなど厳格な運用がなされています。

3.新技術・ビジネスの急成長

デジタル化の進展と新興中国企業の急成長により、新たな技術やビジネスの創出がされている中、従来の法制度では十分な保護や活用が行えないとの認識があります。特に、データの知財保護については、上述の知財十四五で特に強調され、立法研究、法令整備、国際ルール制定、個人情報やデータセキュリティを保護した上での保護や活用促進が強調されており、最高人民法院の研究報告でも早急な規範的文書の策定に言及しています。また、十四五計画では、オープンソースの知財制度整備についても、デジタル技術のオープンソースコミュニティの発展支援やソースコードおよびハードウェア設計などのオープン化奨励とともに言及しています。そのほか、中国政府は、アルゴリズム、ビジネス方法、人工知能（AI）による産出物の知財権保護規則の整備を検討しています。

4.活用されない大学・中小の知財

中国には、知財運営という表現がありますが、やや広い概念での知財活用と考えていただければよいと思います。この知財運営推進では、大きく4つのポイントがあります。第一に、デジタルフォーメーション（DX）化です。大量に蓄積された知財情報をビッグデータとして活用すべく、データセンター設置やデータ標準化などが行われています。第二に、知財流通促進の観点では、専利法にいわゆるライセンス・オブ・ライトが導入されたことも注目です。これは、所有する特許権についてライセンスする用意があることを当局に登録することで、料金減免が得られる仕組みです。第三に、知財金融の取組みもこれまで盛んに行われてきました。十三次五か年計画の数値目標を達成すべく、政府の補助金による信用保証で知財担保融資を拡大させてきましたが、ここきて、政策文書では少しトーンダウンした表現、例えば知財強国綱要では「穏当に」という表現が含まれるようになり、一方で価値評価の重要性が多く指摘されるようになりました。着実にリスク管理をした上で、取り組みを進めていこうとする現れかと思えます。第四に、中国では大学知財は国有資産として扱われるため、これを使いやすくするため、一部の持ち分を研究者に付与したり、大学知財を知財提供側、中小企業

を知財利用側として活用させたりするプロジェクトを地方政府間で争わせるようなことも行われています。

知財活用以外には、企業経営における知財マネジメント能力の向上についても注目されています。このISO56005は中国政府が提案・リードで策定したISOという点でも重要な動きです。最後に、企業経営との関係では、上場ルールと知財の関係にも触れておきたいと思いますが、日本ではコーポレートガバナンスコードの改定が話題になりましたが、知財情報開示ルールの厳格な実施が政策文書に示されています。中国では上場前後に知財訴訟が頻発していますが、この状況に関連するものと言えます。

5.中国企業の海外展開拡大

中国企業が海外展開を拡大している中、中国政府の知財におけるグローバルガバナンス強化の動きがあります。知財強国綱要でも6大項目の一つがこれになります。また、この習総書記による中国知財法の「域外適用」の推進という発言も注目されます。近年は、標準必須特許（SEP）に関連して中国企業と外国企業が世界中で並行訴訟を行うケースが多くなってきており、ここで裁判の管轄権の問題が発生しています。知財権は属地主義ですので、ある国の特許権に基づいてその国の市場、マーケット、侵害状況に基づいて各国で判断されるべき問題というのが通常理解ですが、ある国の裁判所で判決が出ると、企業にとっては、和解の検討など他国での紛争対応に影響が出ることは避けられません。そこで、グローバルにビジネスを行う企業間では、自社に有利な判断がされる国やその国中での地域の裁判所が選ばれること、フォーラムショッピングがよく行われます。中国政府は企業から国際知財訴訟の好適地として選ばれることを目標に掲げていますが、これは、中国の判決がグローバルに意味を持つものの、影響力の強いものとしようとする動きと連動しています。この動きの代表例が、禁訴令（ASI）です。2020年に中国の最高人民法院は、初めて知財分野での禁訴令を発出し、その後、地方法院レベルでも同様の命令、より踏み込んだ命令が出されるようになりました。また、標準必須特許ではライセンス料が各国ごとではなくグローバルに設定されることがありますが、訴訟では、各国の裁判所は、各国の市場をベースに各国でのライセンス料が算出され、これに基づいて賠償金などが算出されることが一般的でした。しかし近年、中国の裁判所がグローバルライセンス料を算定できる、という判断を示しており、これも中国の裁判結果をグローバルに影響を与えるものにしてしようとする方向性の一つと見えています。

香港の知財事情

1.新たな特許制度が導入

香港では、2019年12月に新たな特許制度の「原授標準専利制度（OGP）」が導入されました。従来の特許制度「標準専利制度」は、まず指定知財当局（中国、英国、欧州（英国を指定国とする））のいずれかに特許出願を行った後に香港で出願し、指定知財当局で登録された後、その結果に基づいて香港で付与請求を行うことで香港での特許権が付与される制度でした。なおこの従来の制度も維持されています。新制度の最大のポイントは、香港の知財当局である香港知識財産権署による実体審査を初めて導入したことです。特記すべき事項は、この新制度の利用統計をみると、韓国のネット通販企業のクーパンの利用が非常に多いことです。

2.香港仲裁のメリットとデメリット

他方、香港は、望ましい紛争仲裁地として世界的に好評を受けており、国際紛争解決を香港で行うケースが多く、2020年における香港国際仲裁センター（HKIAC）の紛争仲裁金額は前年比87%増の88億ドルを記録し、シンガポール国際仲裁センターを上回りました。ちなみに、2019年4月より、香港・大陸間の仲裁判断の相互・同時執行、大陸裁判所への暫定措置申請が可能となりました。大陸の裁判に信頼がかけない場合は、香港の仲裁制度を利用することも一つの方法と言えます。しかし、香港の弁護士報酬は世界的に高額であることや大陸仲裁よりは、大陸での執行で手間（裁判所での承認手続き）が増えるデメリットもあることにご留意ください。⑩

韓国知財2021年十大ニュースと今後の展望

- 土谷慎吾 ジェトロソウル事務所副所長

韓国知財2021年十大ニュース

・第10位：コロナ禍でも韓国の産業財産権出願は引き続き増加

韓国の産業財産権（特許・実用新案・デザイン・商標）の出願件数は、近年大幅な伸びを示しており、四法合計で2019年には初めて50万件を、2020年には55万件を突破していました。2022年1月11日の韓国特許庁発表によると、2021年の産業財産権出願件数は、過去最高の592,615件（前年比6.3%増）でした。内訳は、特許が23万7,998件（前年比5.0%増）、実用新案が4,009件（同19.5%減）、デザインが6万4,787件（同4.1%減）、商標が28万5,821件（10.8%増）で、特許と商標が過去最高の出願件数を記録しました。



・第9位：スマートフォンで産業財産権出願

2020年3月、韓国特許庁は、世界初となるモバイル商標出願サービスの提供を開始し、続いて同年12月23日には、特許出願、実用新案登録出願及びデザイン出願にも拡大されました。

これにより、韓国では2020年末に産業財産権四法の出願が全てスマートフォンから行えるようになり、2021年は「スマホ出願元年」といえます。

このモバイル出願は、アプリではなくHTML5ベースのサービスであり、スマートフォンの一般的なウェブブラウザからアクセスして利用することができます。(図中の表示は実際は韓国語)



・第8位：韓国実用新案法の大幅改正案

韓国産業通商資源部は、2020年9月25日、実用新案法の一部改正法律案の立法予告(日本でいうパブリックコメント、期間は2020年11月4日まで)を行いました。

改正案は、実用新案の登録要件(進歩性)を緩和することで特許との差別化を図る一方、緩和による弊害を抑えるために存続期間の短縮、差止請求権の一部制限、審査請求期間の短縮といった制限を加える内容となっていました。2021年には、関連法案が国会に提出されたものの、業界から質の低い権利が乱立するとの懸念が出ており、現時点では改正は積極的に推進されていない状況とみられます。

・第7位：生産能力を超える部分への損害賠償の拡大

2020年12月10日、生産能力を超える部分への損害賠償の拡大を含む改正特許法が施行されました。改正前は、特許権者が特許権の侵害者に対して損害賠償を求めるとき、特許権者の生産能力を超える部分について請求することができませんでしたが、本改正によって、超過部分についても「特許発明の実施について、合理的に受けることができる金額」(実施料相当額)を請求できるようになりました。なお、本改正は、2020年4月1日に施行された日本の改正特許法第102条と軌を一にする改正です。このような状況の下、2021年6月23日、韓国改正商標法、デザイン保護法、不正競争防止法が、特許法を追尾形で施行され、特許権と同様の保護が受けられるようになりました。

・第6位：韓国における模倣被害

2021年秋、韓国における模倣被害について、日本での報道が2件な

れました。

1件目は、日本で開発されたブドウ品種が韓国に流出し、韓国の農家によって育てられ、韓国の百貨店で高い値が付けられていた事例です。当該ブドウ品種は、日本で育成者権と商標権を取得していましたが、韓国への出願はいずれも行っておらず、韓国においては日本と同じ商標が第三者に無断で取得されていました。いわゆる冒認出願です。以前からこのような例はありましたが、今回の事例を通じて、韓国での権利取得の重要性が改めて浮き彫りになりました。

2件目は、日本の有名うどんチェーンに関する事例です。日本の有名うどんチェーンが韓国事業から撤退することが決定し、多くの店舗が閉鎖されたのですが、数店の店舗に居抜きで新しいうどん店がオープンし、看板こそうどんチェーンとは異なるものの、同じ内装に似たメニューで商品を提供したというものです。

・第5位：新型コロナウイルスと知的財産権

2020年10月、南アフリカとインドが、新型コロナウイルスの予防、封じ込め、治療に関し、知的財産権の保護を免除する、いわゆるウェイパー提案を提出しました。新型コロナウイルス関連の医薬品を先進国が独占する状況の打破がその目的です。

韓国政府はウェイパー提案に対する態度を公式には明らかにしていませんが、2021年春、韓国国会に、ウェイパー提案に賛意を示す決議案2本が提出されました。韓国国会での決議は、TRIPS理事会の議論を拘束するものではありませんが、もし決議がなされれば、韓国国会の意思表示としての意味があり、今後の行方が注目されます。

・第4位：人工知能は、エジソンになれるのか？

2021年6月3日、韓国特許庁は「人工知能は、エジソンになれるのか？特許審査の初事例」と題するプレスリリースを出し、同庁にAIを発明者とする初めての特許出願がなされたこと及びその出願に対する対処について公表しました。韓国特許庁は、「自然人ではないAIを発明者に記載することは特許法に違反するため、発明者を自然人に修正しなければならない」との趣旨の補正要求書を5月27日付けで通知したとするとともに、AI発明をめぐるいくつかの争点について、「AI発明専門家協議体」を立ち上げて産・学・研の意見を収集するとともに国際的な議論にも積極的に参加すると表明しました。

・第3位：デザイン保護法の保護対象拡大

2021年10月21日、韓国改正デザイン保護法が施行され、日本と同様に、物品に記録・表示されていないGUIの画像デザインについても保護されるようになりました。一方、日本の改正意匠法に含まれてい

た、(1)「建築物」、「内装」のデザイン、(2)関連意匠制度の拡充及び(3)意匠権の存続期間については、韓国法には含まれていません。

・第2位：韓国型証拠収集制度の導入

韓国は、自国の知財訴訟制度の魅力と国際競争力を高めるため、ディスカバリー制度の導入を模索してきましたが、その後の検討の中で、ドイツ式の「専門家証拠調査」導入と既存の資料提出命令を強化する方向で制度改正が進められることとなりました。現在法案が国会に係属中で、今後審議されるとみられます。日本でも2020年10月施行の法改正で、査証制度が導入され、この査証制度もまたドイツ法を参考にしており、結果として日韓でほぼ同じ制度設計となる見込みです。

・第1位：審判請求期間、再審査請求期間の延長

2021年10月19日、韓国の改正特許法、デザイン保護法、商標法が公布されました。本改正は、審判請求期間、再審査請求期間の延長という、知財関係者が待ち望んでいた内容を含んでいます。

改正法が2022年4月20日に施行されると、手間と費用のかかる延長手続きなしで、十分な検討期間が確保できるようになります。

今後の展望

1. 短期(2022年)

2022年1月3日、韓国特許庁は「2022年に新しく変わる知的財産制度」を発表しました。主な内容は以下のとおりです(「予定」とあるのは、発表時点。)

(1)知的財産権の保護強化

- ・紛争リスク警報サービスの新設(2022年3月予定)
- ・競合他社の特許及び技術をモニタリング・分析して紛争リスクを早期に診断するサービスの新設(2022年3月予定)
- ・特許紛争対応戦略の相談対象を拡大し、費用支援の限度を引き上げて、中小企業への支援を強化(2022年1月)
- ・「取引を目的に蓄積・管理したデータを不正取得・使用する行為」と「有名人の肖像・姓名等を不正に使用する行為」が新たに不正競争行為として認められる(それぞれ2022年4月、同年6月)

(2)行政サービスの品質改善

- ・特許分離出願制度の導入(2022年4月)
- ・特許・商標・デザインの審判請求期間が30日から3カ月に延長される(2022年4月)

- ・優秀知的財産に投資する知的財産ファンドの拡大運営(2022年2月予定)
- ・IP価値評価に対する費用支援拡大(2022年1月予定)
- ・24時間チャットボット相談サービスの実施(2022年4月予定)

(3)知的財産力量強化

- ・小商工人対象の知的財産権利化支援の新設(2022年3月)
- ・特許庁と慶尚北道教育庁が慶尚北道(慶州)に発明体験教育館を開館(2022年2月)

2. 中長期(2022年)

2021年12月末、「第3次国家知識財産基本計画(2022-2026)」、「第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画(2022~2026年)」が策定、公表されました。今後5年間の韓国の知的財産政策を占うものです。詳細に興味のある方は、ジェトロ韓国知財ウェブサイトでも和訳をご確認ください。 



知財トリアの回答

正解は **②約59.3万件**です。コロナ禍にも拘わらず、韓国特許庁への産業財産権出願件数は592,615件と、前年比6.3%増加しました。特に、特許は5.0%増、商標は10.8%増と大幅に増加しました。(2022年1月11日付け知的財産ニュースに掲載)



KOREA IP NEWS

※ジェットロ韓国知財ウェブサイト毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。
https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/

① 韓国特許庁とポスコ、鉄鋼・素材企業に営業秘密・技術保護を共同で支援 | 韓国特許庁 (2021.11.26)

韓国特許庁は、中小企業との同伴成長のために取り組んできたポスコと鉄鋼・素材企業の営業秘密・技術保護に向けて協力することにしました。最近、大企業と協力会社の取引関係で比較的に保安が弱い弱な協力会社からの技術流出事例が発生しており、企業の規模が小さいほど営業秘密の保護基盤が弱い弱な状況で、大企業と協力会社間で営業秘密の保護尊重文化を醸成し、韓国の中小企業の営業秘密・技術保護を強化するためにMOUの締結が推進された。

ポスコと特許庁は今回の協定により、鉄鋼・素材分野企業の営業秘密・技術保護の強化を積極的に支援する。ポスコは協力会社の営業秘密・技術保護および営業秘密の管理体系構築を支援しつつ、特許庁の営業秘密・技術保護政策に協力する。特許庁は韓国知識財産保護院の営業秘密保護センターを通じてポスコの協力会社に営業秘密・技術保護のコンサルティングおよび教育など、営業秘密・技術保護体系の構築を支援する。ポスコの協力会社は自社の経営環境に合う営業秘密・技術保護体系を構築することで、営業秘密・技術保護の基盤を築く予定である。

② 2022年1月1日付けで変わる国際デザイン出願制度にご注目ください

| 韓国特許庁 (2021.12.27)

韓国特許庁は、ハーグ国際デザイン出願制度が新型コロナパンデミック等の環境変化に応じて利用者の利便性を高める方向に改定され、2022年1月1日から施行されると発表した。2022年1月1日から施行されるハーグ共通規則の改定内容は次のとおりである。まず、新型コロナのような疫病や自然災害などの不可抗力的な理由のため定められた期限内にWIPO国際事務局に書類を提出できなかった場合、関連証拠を提出すれば救済してもらえるようにした。

また、出願人がデザインを登録するために指定した国で実質審査を受ける前に、国際事務局が関連書類の不備の有無を審査する期間を6カ月から12カ月に延長した。国際登録簿の出願人名義変更手続きも簡素化した。これまでは出願人の所属国の官庁から発行された証明書類を添付する必要があったが、これからは新しい権利者が正当な承継人であることを証明する書類を提出すればよい。詳細は世界知的所有権機関ウェブサイト(https://www.wipo.int/

about-wipo/en/assemblies/)から確認できる。

③ 2021年に知的財産出願、史上最高値 (59.3万) を記録

| 韓国特許庁 (2022.1.11)

韓国特許庁は昨年、韓国国内の知的財産(特許、実用新案、デザイン、商標)の出願が計592,615件と、前年比6.3%増加したと発表した。新型コロナウイルスが長引いているにもかかわらず、新型コロナウイルスの期間である2020年～2021年の出願の平均増加率(7.7%)は、前の10年間(2010年～2019年)の平均増加率3.6%を大きく上回ったことがわかった。権利別に見ると、前年に続いて高い増加率(10.8%)を見せた商標が285,821件と最も多く増え、特許も237,998件と5.0%増加するなど、最近、最も高い成長を見せた。外国人の特許出願は2018年以来減少傾向にあったが、2021年度に大きく反発(前年比11.7%増)し、全体出願の増加傾向を後押しした。

④ 新しい特許庁代表ウェブサイト、1月12日から公開

| 韓国特許庁 (2022.1.12)

韓国特許庁は政策のコミュニケーションを強化するために、全国民が簡単に速やかに知的財産(IP)情報を利用できるよう庁の代表ウェブサイト(www.kipo.go.kr)をリニューアルして1月12日から運営すると発表した。まず、「カスタマイズ情報検索」メニューを新設して、ユーザーのお気に入りメニューと知的財産権のライフサイクル別・顧客類型別の情報を分類して提供する。ユーザーのアクセス履歴の多いメニューを周期的に同期化して「お気に入りメニュー」に反映し、アイデアの出発段階から知的財産の出願、審査、登録段階を経て知的財産の保護、評価、取引移転に至るまで、知的財産権の段階別に必要な情報をリスト化した。また、出願人、代理人、発明者、中小・中堅企業、教師、学生、大学・公共研究機関など、ユーザー別のカスタマイズ型政策情報をすぐに検索できるように構成した。さらに、情報のアクセス性を高めるために、随所に散らばっている情報を検索するのにかかる時間を短縮できるようウェブ収集サーバーを別途に構築して、これからリニューアルされた特許庁ウェブサイトの特許庁および関連機関(計35機関)が提供する多様な知的財産情報を検索できる。また、スマートフォンの利用が日常化するに伴い、端末の種類と画面サイズにリアルタイムで反応する反応型ウェブサービスを構築して、モバイルでもPC画面と同様のウェブサイトの情報が見られる。最後に、ユーザーが一目で内容を把握できるようにメイン画面の構成を鮮明な色とシンプルなデザインに改善し、各メニュータブをクリックすれば最下位メニューまで一目で見られるようにすることで、ユーザーが求める内容を速やかに探せるようにした。 

File No.158

韓国における審判請求期間、再審査請求期間の延長



2021年10月19日、韓国の改正特許法、デザイン保護法(日本の意匠法に当たる)、商標法が公布されました。本改正は、審判請求期間、再審査請求期間の延長という、実務上の影響が大きく、知財関係者が待ち望んでいた内容を含んでいますのでご紹介します。

1. 拒絶査定(拒絶決定)不服審判制度について

特許庁に特許、意匠(韓国ではデザイン)、商標の各出願を出願し、審査の結果、権利化が認められず、拒絶査定(韓国では拒絶決定)がなされることままあります。

拒絶査定(拒絶決定)の内容によっては、権利化が相当難しく、断念せざるを得ない場合もありますが、その判断に不服がある場合、あるいは、権利範囲を補正することで権利化を見込める場合には、日韓ともに審判を請求することができます。

審判は、知的財産の世界において、裁判の一審に相当する手続きで、日本では特許庁審判部、韓国では特許審判院の通常3人の審判官による合議体が担当し、拒絶査定(拒絶決定)の内容が適切だったか否かを厳正に審理し、その結論として審決を行います(裁判官が判決を出すのと似ています)。

審判制度は、日韓で似通った仕組みになっていますが、特許、意匠(デザイン)に関しては大きな違いがあります。日本では、権利範囲(特許の場合について、明細書、特許請求の範囲または図面、意匠の場合について、図面、写真、ひな形または見本)を補正する場合としない場合とにかかわらず拒絶査定不服審判を請求するのに対し、韓国では、権利範囲を補正する場合は再審査を請求し、補正しない場合に拒絶決定不服審判を請求する点です。

2. 韓国の制度における実務上の問題点

拒絶査定(拒絶決定)を受けてから審判請求または再審査を請求するまでの期間は国ごとに一定の期間が定められています。

日本では、平成20年法改正(2009年4月1日施行)により、審判請求期間が30日間から3カ月に延長されたことによって、期間に余裕を持って審判請求できるようになり、また、現在、米国、欧州、中国等の主要国においても外国人に対する審判請求期間は3カ月以上となっています。

一方で、韓国の特許、デザイン、商標の拒絶決定に対する審判請求期間および再審査請求期間は、現在もなお外国人による出願の場合でも30日間

です。言語の壁がある日本の出願人にとっては、検討時間が短いという問題があり、国際的に見てもアンフレンドリーといえる状態でした。

現在でも、審判請求期間および再審査請求期間は、2回に限り30日間ずつ延長可能であるため、延長を行えば問題がないという考え方もできますが、延長の都度、手続きの負担が発生するとともに、韓国特許庁および代理人に対する費用負担が発生するという問題があり、知財関係者の間では、延長によらず長い期間を設定してほしいという強い要望がありました。

3. 今般の法改正の内容と今後の予定

今般の法改正により、特許、デザイン、商標の各出願について審判請求期間および再審査請求期間(再審査は特許、デザインのみ)が30日間から3カ月に延長されることになりました。改正特許法、デザイン保護法、商標法は、2021年10月19日に公布がなされたところで、施行日は2022年4月20日の予定です。

改正法が施行されれば、手間と費用のかかる延長手続きなしで、韓国特許庁に審判請求、再審査請求ができるようになり、日系企業にとって大きなメリットがあります。本改正については、これまで日系企業、知財関連団体が韓国政府への建議事項等を通じて要望していた経緯があり、実現したことを喜ばしく思います。 

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾(特許庁出向者)
2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任首席審査官等を経て、2020年7月から現職

「下町ロケット」から見える特許訴訟のイロイロ



最近韓日両国ではロケットの打ち上げがありました。韓国では10月21日、「ヌリ号」が打ち上げられましたが、衛星の軌道投入には失敗しました。一方、日本では11月9日、「イブシロン」5号機が打ち上げられ、搭載した9つの衛星の正常分離に成功しました。ロケット発射技術は全世界で6カ国しか持っていないとの報道に接し、ロケット発射技術の高度性に感心するとともに「下町ロケット」という小説（以下、「本小説」という。）を思い出しました。本小説は、池井戸潤氏の小説で、大衆にあまり馴染みのない技術と特許の世界を取り扱って大人気呼び、ドラマ化されました（韓国でも放送されました）。既にご存じの方が多いと思いますが、本小説のストーリーを要約しますと、高い技術力を持つ中小企業の佃製作所、中小企業の技術を奪い取るようとする悪役のナカシマ工業、そして佃製作所に特許獲得で先手を取られた大手企業の帝国重工が登場し、主役の佃製作所は、ナカシマ工業の攻撃から会社を守り、保有している特許を実施したバルブを帝国重工に納品し、ついにロケット発射を成功させます。

本稿は、弁理士として本小説から見える特許訴訟のいくつかの場面に対する話です。

1. 特許侵害訴訟は非難されるもの？

ナカシマ工業は企業のイメージのために和解を選択しましたが、特許戦略で敗れたわけではありません。

取得した特許を保有することに留まらず、活用の方法として特許侵害訴訟を提起することは、非難されるものではないと思います。

2. 侵害訴訟での遅延戦略

ナカシマ工業が侵害訴訟で選んだ主な戦略は、遅延策でした。裁判を長期化するれば佃製作所が耐えられず降伏すると予想しました。

しかし、実際の訴訟において遅延策は簡単には通用しません。訴訟遅延は多くの国の民事訴訟法で極めて警戒されるもので、韓国の民事訴訟法でも以前から証拠の適時提出主義が採用されています。さらに、今年からは審判手続きでも適時提出主義制度が施行されています。ちなみに、韓国の特許侵害訴訟の1審裁判には平均15カ月が掛かります。

3. 和解金

ナカシマ工業は佃製作所の逆侵害訴訟の裁判官から和解を勧告され、これを受け入れました。和解金の56億円は、特許使用料に基づいて佃製作所が計算した損害賠償請求金70億円からナカシマ工業の技術革新による分を引いて算出された金額です。

多くの国の特許法は損害賠償額の算定方法について一定の基準を設けてい

ます。韓国で特許侵害訴訟の損害賠償認容額の間値は600万円程度で、他国に比べて低すぎるとの声がありました。そして、韓国の特許法は最近の改正により、故意侵害に対して懲罰的損害賠償と、権利者の生産能力を超える部分の損害賠償を認定できるようになりましたので、今後損害賠償額の増加が期待されます。

4. 侵害訴訟での無効主張

本小説では全く取り上げられませんが、特許侵害訴訟が提起されると、被告は侵害か否かはもちろん、対象特許の有効理由の有無について必ず確認します。実際であれば、佃製作所も無効審判を対応戦略の一部として考慮したのではないかと思います。多くの国の特許法では、特許権をはじめから存在しなかったものとする無効審判制度が設けられています。

韓国では毎年400件以上の特許無効審判が提起されており、無効が認められる割合が他国に比べてやや高い（平均4割以上）です。

5. 弁理士の実力

本小説で、ナカシマ工業の弁理士は非常に腕のある弁理士に間違いなく思います。彼は広い請求範囲を持つ強力な特許を作り出して、ナカシマ工業は佃製作所を相手にして特許侵害訴訟を提起することができました。単に特許を取得するのがゴールではなく、良い特許を取得するのが大事であることは言うまでもありません。

最後に、「下町ロケット」の誕生は、日本の知的財産に対する認識が既に高いレベルに達していることを証明していると思います。韓国でも読者を知的財産の世界に招く面白い作品を待ち望みます。 

リ・インターナショナル特許法律事務所 ソン・ジンオ弁理士

2001年ソウル大学電気工学部卒、2010年韓国放送通信大学法学科修了、2014年東京理科大学イノベーション研究科知的財産戦略専攻修了（監修：日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所副所長 土谷慎吾）